



第100期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

開催
場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティホール
(ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階)
会場についての詳細は、
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

目次

第100期定時株主総会招集ご通知	…3
株主総会参考書類	…8



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月4日に公表いたしました当社子会社における品質に関する不適切行為につきましては、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。当社は、グループ一丸となって再発防止策に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

さて、2024年度（第100期）は、「22中計」の最終年度として、また次期中期経営計画へ繋ぐ準備期間として、2030年のありたい姿である「マテリアルの知恵で“未来”に貢献する、事業創発カンパニー。」との全社ビジョンを実現するため、各部門において「経済的価値の向上」と「社会的価値の向上」を両立した統合思考経営を実践することで、持続的な企業価値向上の仕組みを構築し、成長し続けるための重点施策に取り組んでまいりました。

「社会的価値の向上」においては、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂排出量削減のための施策を推進しました。また、人的資本経営に向け、ジョブ型人事制度の導入や処遇の改善、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン等抜本的な改革を実施しました。加えて、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会による監督機能を強化いたしました。「経済的価値の向上」においては、事業ポートフォリオの動的管理を取り進め、子会社株式の売却やモビリティ事業本部の解消を決定する等、大規模な事業再編を実施しました。

その結果、売上高は、モビリティ部門においては減少したものの、機能材料部門、金属部門およびその他の事業部門が増加したことから前期比10.2%増加の712,344百万円となりました。

営業利益は前期に比べ、機能材料部門の主要製品の販売量が増加したことに加え、亜鉛等の非鉄金属相場は上昇し、為替相場は円安基調で推移したこと、また相場の変動に伴う在庫要因が好転したこと等から、前期比135.8%増加の74,743百万円増加となりました。

経常利益は前期に比べ、受取配当金や為替差損益が減少したものの、営業利益が増加したことにより、前期比71.7%増加の76,410百万円となりました。

これに、政策保有株式の縮減による投資有価証券売却益等を計上し、加えて、税金費用および非支配株主に帰属する当期純利益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比148.8%増加の64,662百万円となりました。

なお、業績を含む三井金属グループの現況などにつきましては、当社ウェブサイトに掲載しております「第100期定時株主総会報告書」をご参照ください。

変化が激しく、厳しい経営環境ではありますが、統合思考経営への変革を遂げ、ステークホルダーの皆様と共に地球を笑顔にすることを目指してまいります。株主の皆様におかれましても、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長 納 武士

【パーパス】

探索精神と 多様な技術の融合で、 地球を笑顔にする。

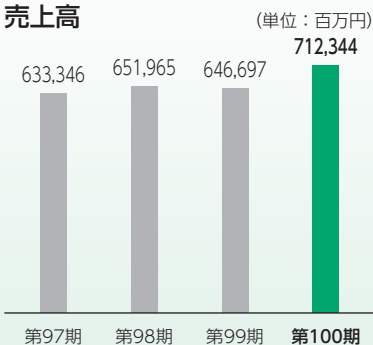
【全社ビジョン】

マテリアルの知恵で“未来”に貢献する、
事業創発カンパニー。

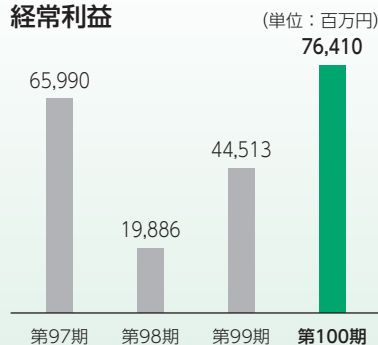
パーパススペシャルサイトをぜひご覧ください。
<https://www.mitsui-kinzoku.com/purpose/>



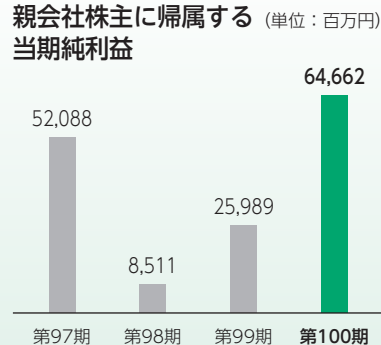
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する 当期純利益



株主各位

三井金属鉱業株式会社
代表取締役社長 納 武士

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第100期定時株主総会を6月27日（金曜日）に開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時 受付開始：午前9時
場 所	東京都品川区大崎一丁目11番1号 ゲートシティホール（ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階）
目 的 報 告 事 項	▶第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ▶第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項	<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件 第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 <株主提案（第6号議案および第7号議案）> 第6号議案 代表取締役の解任の件 第7号議案 株式の配当の件 株主提案（第6号議案および第7号議案）の議案の要領は、後記の株主総会参考書類（28ページから29ページまで）に記載のとおりであります。

議決権行使にあたってのご注意

本総会におきましては、前記のとおり**株主提案**がなされております。その内容は後記の株主総会参考書類に第6号議案および第7号議案として記載しておりますが、**取締役会としてはこれらの議案に反対しております。**

なお、このうち第7号議案につきましては、会社提案の第1号議案と競合する議案となりますので、**双方に賛成されることのないようにご注意ください。**ともに賛成された場合は、第1号議案および第7号議案への議決権行使は無効として取り扱わせていただきます。

その他株主総会招集に関する事項

当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月26日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

当社定款の定めにより、代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。また、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意事項です。

電子提供に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下インターネット上の当社ウェブサイト「第100期定時株主総会招集ご通知」、「第100期定時株主総会報告書（電子提供措置事項記載書面）」および「第100期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（株主総会）

▶ https://www.mitsui-kinzoku.com/toushi/stock_info/shareholders_meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「三井金属」、または証券コード欄に「5706」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会資料（交付書面）の一部省略事項

書面交付請求をされた株主様には、本冊子とあわせて「第100期定時株主総会報告書（電子提供措置事項記載書面）」をお送りしておりますが、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、交付書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、ならびに、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には以下の書類も含まれております。

- 事業報告：「研究開発および資源開発の状況」、「財産および損益の状況の推移」、「主要拠点等」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「株式の状況」、「会計監査人の状況」および「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」
- 連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 計算書類：「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項について、修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

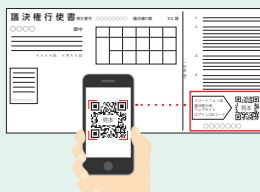
株主総会における議決権の行使は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時入力分まで

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。議決権行使コード・パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



「議決権行使は難しそう…」
「行使はしたいが面倒だ…」とお考えの方

QRコードを
読み取るだけ

文字入力も
不要！

行使はスマホで**簡単**に行えます！

ぜひお試しください。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

〈議決権行使コード・パスワードを入力する方法はこちら〉

1 議決権行使

ウェブサイトにアクセス

当社の指定する議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリック

2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力するうえ、実際に使用する新しいパスワードを設定し、「**登録**」をクリック

- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

インターネットにより議決権を行使した場合、削減される郵便費用を「障がい者就労支援センターげんき品川」に寄付させていただきます。この機会に是非、インターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様につきましては、予め申込みされた場合に限り、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



郵送による議決権行使についてのご案内

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただけます。なお、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙イメージ

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第1、2、4、5号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印

反対の場合 「否」の欄に○印

株主提案（第6、7号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印

反対の場合 「否」の欄に○印

会社提案（第3号議案）

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 「否」の欄に○印

一部の候補者を「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※第1号議案と第7号議案は競合する議案となりますので、双方に賛成されることの無いようご注意ください。

株主総会にご出席

**株主総会
開催日時**

2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

株主総会ライブ配信・事前質問の受付のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう「株主総会のライブ配信」を実施いたします。ライブ配信の視聴方法、事前質問の投稿方法等につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。なお、事前質問に関しては、特にご関心の高い事項に関する質問を総会当日に会場にて回答させていただきます。



株主総会ライブ配信

2025年6月27日（金曜日）
午前10時から
（午前9時30分頃開設予定）



事前質問の受付

2025年6月4日（水曜日）から
6月23日（月曜日）正午まで

1 PCまたはスマートフォンで専用サイトへアクセスしてください。

URLからログインいただく場合

PCまたはスマートフォンで下記URLを直接ご入力ください。
<https://5706.ksoukai.jp>

QRコードを読む込む場合

お手持ちのスマートフォンで
右記QRコードを読み込んでください。



2 株主様認証画面にて、IDとパスワードを入力し、ログインください。

ID

株主番号（9桁）

※議決権行使書用紙に記載されている9桁の番号を入力ください。

パスワード

郵便番号（7桁）

※基準日時点の株主名簿上ご登録住所の「郵便番号」（ハイフンを除いた7桁の半角数字）を入力ください。



議決権行使書用紙に記載のある
9桁の番号が株主番号です。

※議決権行使書用紙はイメージです。

3 画面の指示に従ってライブ配信の視聴および事前質問の入力をお願いいたします。

【注意事項】

- ・ライブ配信のご視聴および事前のご質問は株主様ご本人に限ります。
- ・ライブ配信の様子を録音、録画、公開等することはご遠慮ください。
- ・システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、一時中断等が発生する場合がございます。なお、通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねます。
- ・ライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会の出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできませんので、議決権行使書またはインターネット等により事前の議決権行使をされますようお願い申し上げます。

- ・事前のご質問はできるだけ具体的・簡潔にお願いします。
- ・事前に承ったすべてのご質問に対する回答をお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

株主ID・パスワードに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-782-041 受付時間：午前9時～午後5時
(土日休日を除く)

株主総会参考書類（議案および参考事項）

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）3.0%を目途に配当を行うことを目標としております。

この当社基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、財政状況、第100期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき90円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 90円 総額 5,146,397,190円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

ご参考

資本政策の基本的な方針

当社は、資本政策の動向が株主の皆様のご利益に重要な影響を与えることを踏まえて、資本政策の基本的な考え方は次のとおりとしております。

(1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、国内のみならずグローバルに拡大する事業の基盤として必要な株主資本の水準を保持する。

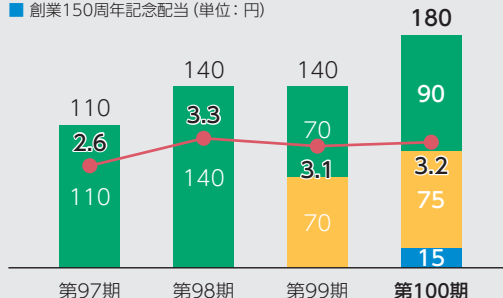
(2) 配当政策については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を行うことを基本方針としている。

具体的には、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）3.0%を目途に配当を行うことを目標とする。

なお、経営基盤強化と財務体質の改善の進捗に応じて、株主還元方針の見直しを行う。

●配当金・DOEの推移

■ 中間配当金 (単位: 円) ■ 期末配当金 (単位: 円) ● DOE (%)
■ 創業150周年記念配当 (単位: 円)



(注) 資本政策の基本的な方針は第98期から変更し、適用しております。

配当政策の基本方針の変更

2026年3月期より配当政策の基本方針を以下のとおり変更いたします。

(1) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部は変更部分）

変更前	変更後
当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を行うことを基本方針として配当を実施しております。具体的には、 <u>継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）3.0%を目途に配当を行うことを目標</u> といたします。	当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を行うことを基本方針として配当を実施しております。具体的には、 <u>累進配当方針を採用し、DOE（連結株主資本配当率）3.5%を目途に配当を行うことを目標</u> といたします。

(2) 変更の理由

当社の配当方針をより明確にするとともに、当社の経営状況および財務体質の改善を踏まえ、配当方針の見直しを実施いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は1952年に、当時は「鉱業・製錬：Mining & Smelting」を中心に事業を営んでいたことから、商号を現在の「三井金属鉱業株式会社（英文表記 Mitsui Mining and Smelting Company, Limited）」といたしました。その後、経営理念である「創造と前進を旨とし価値ある商品によって社会に貢献し社業の永続的発展成長を期す」に則り事業運営を行ってきたことで、現在では鉱業・製錬に限らず「マテリアルの知恵を活かす」多様な事業を営んでおります。

また、2022年2月には「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」を両立した統合思考経営を実践することで、持続的な企業価値向上の仕組みを構築し、成長し続けるため、判断基準となる「パーパス」と2030年のありたい姿として「全社ビジョン」を設定いたしました。

そのような中、2024年9月に当社は創業150周年の節目を迎え、さらに2025年度から中期経営計画「25中計」がスタートすることを踏まえ、現在の業容をより明確に反映するとともに、当社グループがこれまで以上に一体となって統合思考経営を実践し、持続的な企業価値向上の仕組みを構築することを目的に、商号を「三井金属株式会社（英文表記：Mitsui Kinzoku Company, Limited）」とするため、当社定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、2025年10月1日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるとともに、当該附則につきましては、効力発生後削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、 <u>三井金属鉱業株式会社</u> と称する。	第1条 当社は、 <u>三井金属株式会社</u> と称する。
2 英文では、 <u>Mitsui Mining and Smelting Company, Limited</u> と書く。	2 英文では、 <u>Mitsui Kinzoku Company, Limited</u> と書く。
附則 <u>(新設)</u>	附則 <u>(商号変更の効力発生日)</u> 第1条の変更は、 <u>2025年10月1日</u> をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後にこれを削除する。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名は、本総会終結の時をもって全員の任期が満了いたします。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであり、戸井田和彦、武川恵子は社外取締役の候補者であります。

また、取締役候補者は、社外取締役を委員長とする指名検討委員会において、多様性にも配慮しつつ、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討のうえ、その結果を踏まえて取締役会にて決定しております。

(男性：5名、女性：1名)

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役 在任年数	取締役会 出席率	候補者属性	指名検討 委員会	報酬 委員会	内部監査 委員会		
1	納 武士	代表取締役社長	—	10年	100%	再任	○	○			
2	池信 省爾	代表取締役副社長	副社長執行役員 経営企画本部長	2年	100%	再任					
3	岡部 正人	代表取締役 専務取締役	専務執行役員 機能材料事業本部長	3年	100%	再任			◎		
4	山下 雅司	常務取締役	常務執行役員 経営企画本部副本部長	1年	100%	再任	○	○			
5	戸井田 和彦	社外取締役	取締役会議長	5年	100%	再任	社外	独立	○	○	△
6	武川 恵子	社外取締役	—	4年	100%	再任	社外	独立	○	○	△

(注) 1.地位、担当および各委員会の表示は、本招集ご通知発送日時点の当社におけるものを記載しております。

2.指名検討委員会、報酬委員会、内部監査委員会の委員長には◎、委員には○、オブザーバーには△を記載しております。

3.武川恵子は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外監査役も含めた通算の在任期間は6年となります。

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

のう たけし
納 武士
(1961年12月3日生)

取締役会	指名検討委員会	報酬委員会	所有する 当社の株式数	取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (9回/9回)	100% (10回/10回)	31,900株	10年



再任

略歴、地位および担当

- 1986年 4月 当社入社
- 2010年 6月 Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn.Bhd. Managing Director
- 2013年10月 当社金属・資源事業本部リサイクル推進部長
- 2014年 4月 当社執行役員 金属事業本部金属事業部技術統括部長
- 2015年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
- 2015年 6月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
- 2015年10月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長兼企画部長
- 2016年 4月 当社代表取締役常務取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長
- 2020年 4月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 事業創造本部長
- 2021年 4月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社グループの電子材料事業、機能材料事業を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、また将来の布石として成長商品・事業の創出のために事業創造本部を立ち上げるなど、現下の成長分野、今後成長が見込まれる分野を含め、当社の事業に深く精通しております。2020年に代表取締役副社長、2021年4月からは代表取締役社長として、当社グループを強いリーダーシップで牽引するとともに、当社の持続的成長を常に念頭に置いた経営を行い、中長期の企業価値向上に寄与しております。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

いけのぶ せいじ
池信 省爾
(1971年2月12日生)

取締役会

100%
(14回/14回)

所有する
当社の株式数

5,800株

取締役
在任年数

2年



再任

略歴、地位および担当

- 1995年 4月 当社入社
- 2013年 6月 当社金属・資源事業本部技術統括部技術企画部長
- 2015年 1月 当社機能材料事業本部銅箔事業部生産企画部上尾事業所長
- 2016年 4月 当社金属事業本部企画部長
- 2020年 4月 当社金属事業本部企画部長兼銅・貴金属事業部副事業部長兼事業推進部長
- 2021年 4月 当社執行役員 経営企画本部経営企画部長
- 2023年 4月 当社執行役員 経営企画本部副本部長兼経営企画部長
- 2023年 6月 当社取締役兼執行役員 経営企画本部副本部長兼経営企画部長
- 2024年 4月 当社常務取締役兼常務執行役員 経営企画本部長
- 2025年 4月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 経営企画本部長（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社グループの金属事業、機能材料事業、経営企画など幅広い経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。また、2021年に執行役員、2023年に取締役経営企画本部副本部長、2024年4月からは常務取締役経営企画本部長、2025年4月からは代表取締役副社長として、当社の経営に参画するとともに当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役に欠かせない人材であると判断いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

おかべまさと
岡部 正人
(1963年5月5日生)

取締役会	内部監査委員会	所有する 当社の株式数	取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (4回/4回)	12,900株	3年



再任

略歴、地位および担当

- 1986年 4月 当社入社
- 2010年 6月 台湾銅箔股份有限公司 董事兼副総経理
- 2011年 6月 当社電子材料事業本部企画部長
- 2013年 9月 当社機能材料事業本部触媒事業統括部長付
- 2014年 1月 当社機能材料事業本部触媒事業統括部営業部長
- 2015年10月 当社機能材料事業本部触媒事業部副事業部長兼営業部長
- 2016年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部触媒事業部長
- 2019年10月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼触媒事業部長
- 2020年 4月 当社常務執行役員 機能材料事業本部長
- 2022年 6月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長
- 2023年 4月 当社常務取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長兼企画部長
- 2024年 4月 当社代表取締役専務取締役兼専務執行役員 機能材料事業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社グループの電子材料事業、機能材料事業での営業、企画の豊富な経験による事業戦略や営業・マーケティングに関する知見を持ち、当社の事業に深く精通しております。また、2020年に常務執行役員 機能材料事業本部長、2022年に取締役、2023年に常務取締役、2024年4月からは代表取締役専務取締役として、当社の経営に参画するとともに、機能材料事業本部を統括し、当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

やました まさし
山下 雅司
(1962年10月4日生)

取締役会	指名検討委員会	報酬委員会	所有する 当社の株式数	取締役 在任年数
100% (11回/11回)	100% (9回/9回)	100% (10回/10回)	7,300株	1年



再任

略歴、地位および担当

- 1986年 4月 当社入社
- 2009年 6月 当社部品事業本部管理部長兼企画部長
- 2012年 2月 当社財務部副部長
- 2013年 6月 当社内部統制室長
- 2014年 6月 当社財務部長
- 2016年 1月 当社監査部長
- 2018年 4月 当社執行役員 監査部長
- 2019年 6月 当社執行役員 関連事業統括部副事業統括部長兼企画担当部長
- 2021年 6月 当社常務執行役員 関連事業統括部長
- 2022年 4月 当社常務執行役員 経営企画本部副本部長
- 2024年 6月 当社取締役兼常務執行役員 経営企画本部副本部長
- 2025年 4月 当社常務取締役兼常務執行役員 経営企画本部副本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ナカポーテック社外監査役

取締役候補者とした理由

当社グループの財務、監査、関係会社の事業統括など幅広い経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。また、2018年に執行役員、2021年に常務執行役員、2024年6月に取締役、2025年4月からは常務取締役として当社の経営に参画するとともに、2022年からは経営企画本部副本部長として経理部、人事部およびコーポレートコミュニケーション部を統括し、当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役に欠かせない人材であると判断いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

と い だ か ず ひ こ
戸井田 和彦
(1952年7月2日生)

取締役会	指名検討委員会	報酬委員会	内部監査委員会	所有する 当社の株式数	社外取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (9回/9回)	100% (10回/10回)	100% (4回/4回)	1,800株	5年



再任

社外

独立

略歴、地位および担当

1975年 4月 日産自動車株式会社入社
 2001年 4月 同社常務 (SVP) グローバルアフターセールス担当
 2005年 4月 同社常務 (SVP) 日本マーケティング&セールス担当MC-Dealer議長
 2009年 4月 株式会社ファルテック取締役副社長
 2009年 4月 株式会社アルティア取締役会長
 2010年 4月 株式会社ファルテック代表取締役社長、CEO
 2017年 4月 同社代表取締役会長
 2017年 6月 同社相談役
 2018年 4月 学校法人立教学院常務理事
 2020年 6月 当社社外取締役 (現任)
 2020年 9月 学校法人立教学院理事長
 2022年 6月 当社取締役会議長 (現任)
 2023年 4月 立教大学応用人工知能イノベーションセンターアドバイザー (現任)
 2023年 4月 ペネトレイト・オブ・リミット株式会社顧問

重要な兼職の状況

立教大学応用人工知能イノベーションセンターアドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日産自動車株式会社で営業部門を中心に商品企画、販売促進、販売会社の立ち上げなど幅広い業務を行い、業務執行者としての経験を有するほか、株式会社ファルテックにおいては代表取締役社長として当時の東京証券取引所一部上場を実現しました。2020年から2022年までは学校法人立教学院理事長を務めており、豊富な知識・経験を有しております。

幅広い業務経験や、経営者としての豊富な知識と経験を活かし、中長期的な企業価値向上の観点から、社内の常識にとらわれない経営陣から独立した立場で積極的に意見を述べることで、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上に寄与することを期待し、社外取締役の候補者いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号
6

たけがわ けい こ
武川 恵子
(1958年4月23日生)

取締役会	指名検討委員会	報酬委員会	内部監査委員会	所有する 当社の株式数	社外取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (9回/9回)	100% (10回/10回)	100% (4回/4回)	2,200株	4年



再任

社外

独立

略歴、地位および担当

- 1981年 4月 総理府（現 内閣府）入府
- 2008年 7月 内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当）
- 2009年 7月 内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
- 2012年12月 内閣府大臣官房政府広報室長
- 2014年 7月 内閣府男女共同参画局長
- 2019年 4月 学校法人昭和女子大学教授
- 2019年 6月 当社社外監査役
- 2019年 6月 日本電信電話株式会社社外取締役
- 2020年 4月 学校法人昭和女子大学グローバルビジネス学部長
- 2020年 4月 学校法人昭和女子大学女性文化研究所長（現任）
- 2021年 4月 学校法人昭和女子大学特命教授（現任）
- 2021年 4月 積水ハウス株式会社社外取締役
- 2021年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

学校法人昭和女子大学女性文化研究所長
学校法人昭和女子大学特命教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

内閣府大臣官房政府広報室長や男女共同参画局長を歴任し、女性活躍推進など政策の立案・実行に携わった豊富な知識・行政経験を有し、現在も学校法人昭和女子大学特命教授ならびに女性文化研究所長を務めております。これまでに社外取締役・社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、当社が推進するダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの取り組みへの適切な助言はもとより、政府の動向を踏まえた当社のあるべき方向性について意見を述べることで、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上に寄与することを期待し、社外取締役の候補者といたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件における注記事項

- (注) 1. 取締役候補者である山下雅司の指名検討委員会および報酬委員会への出席率は常務執行役員としての出席を含むものであります。
2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社は、戸井田和彦および武川恵子との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、各候補者の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
4. 独立役員の届出について
当社は、戸井田和彦および武川恵子を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
5. 法令または定款に違反する事実その他不当または不正な業務の執行の予防のために行った行為および発生後の対応
当期中、当社子会社の三井金属パーライト株式会社において、過去に製造販売したパーライト製品について、検査成績表のデータの書き換え等の不適切行為により、お客様の規格値または社内仕様値を逸脱した製品を出荷していた事実等が判明いたしました。社外取締役戸井田和彦および武川恵子は、当該事実等が判明するまで、これを認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会等において、コンプライアンスの徹底およびガバナンス体制の強化の視点に立った発言を行ってまいりました。当該事実等の判明後は、事実関係の調査、原因の究明および再発防止策の提言等、その職責を果たしております。なお、社外取締役武川恵子は、当社取締役会が当該事実等に関する調査等を委嘱するために設置した特別調査委員会の委員であります。

ご参考 | 役員の構成（本総会終結後の予定）

以下のスキルマトリクスにおけるスキルは、指名検討委員会において、当社の「パーパス」、
「全社ビジョン」、特に「25中計」を遂行するうえで必要なものを選定しております。

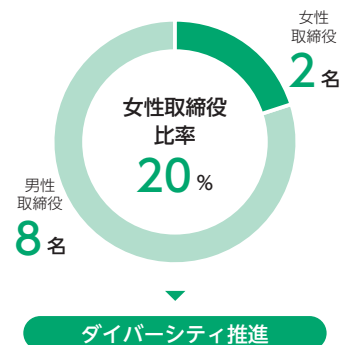
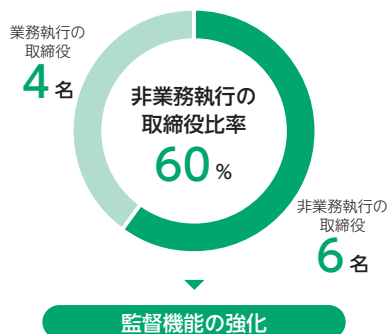
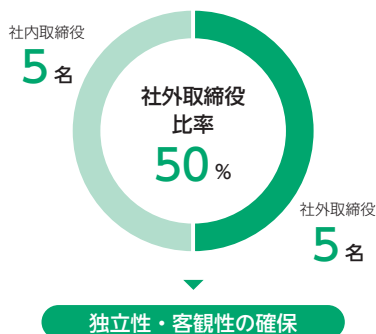
(1) 必要なスキルとして選定した理由およびその充足条件

スキル	スキルを選定した理由	充足条件
 企業経営	パーパス、ビジョンに向けた25中計実行のためには、戦略策定と統合思考経営・両利きの経営を実践できる能力、経験とリーダーシップが必要であるため	・上場企業ないしこれに準ずる企業での取締役としての経営経験 ・経営企画部門の役員
 事業戦略	事業の継続的成長の実現には、競争優位性確立可能な戦略の立案・実行ができる知識と経験が必要であるため	・機能材料・金属・モビリティ事業の事業戦略の立案実行により一定の成果を得た経験
 財務会計	経営の根幹を支える財務基盤の強靱化、持続的な企業価値向上に向けた成長投資と株主還元強化を実現する財務戦略の策定には、財務・会計に関する知識と経験が必要であるため	・財務管理・経理・資金調達関連部門の役員ないしこれに準ずる経験
 技術/研究開発/ DX	会社の成長の原動力は、新しい商品・事業の創出と既存事業の深化が必要であり、独自技術による開発と高度な生産技術・DXによる効率化が不可欠であるため	・研究開発関連部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・生産技術、DX部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・学識経験者
 営業/ マーケティング	ビジネス環境、取引先などのステークホルダーとの関係に精通し、商品企画と販売戦略の立案および実行ができる知識と経験が必要であるため	・営業・マーケティング部門の役員ないしこれに準ずる経験
 人事人材開発	会社の最重要資源である人材の確保・育成、エンゲージメント向上のための働きがい向上、ダイバーシティの推進が業績に直結するため	・人事関連部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・官公庁での経験、学識経験者
 法務リスク管理	事業活動における適切なガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントの実践、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも法務知識と経験が必要であるため	・法務関連部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・法曹関連実務経験者・資格保有者 ・官公庁での経験、学識経験者
 国際性	グローバル企業として生き残るためには、国ごとの文化や多様性を深く理解し尊重する必要があるため	・海外法人における役員経験ないしビジネス経験 ・海外での学術経験者
 サステナビリティ/ 経済安全保障	社会に必要とされ続けるためには、環境への配慮や公正な事業慣行の維持、経済安全保障への対応が必要であり、事業に関することを含めた高度な知識と長期的視点、対応力が求められるため	・事業部門の役員経験者とESG/CSR関連部門の役員、ないしこれに準ずる経験 ・官公庁での経験、学識経験者 ・コンサルタントとしての経験

(2) 役員のスキル構成について

氏名	地位	担当	保有しているスキルと特に期待されるスキル									
			企業 経営	事業 戦略	財務 会計	技術/ 研究開発/ DX	営業/ マーケティング	人事 人材 開発	法務 リスク 管理	国際性	防災/IT/IT/ 経済安全 保障	
納 武士	代表取締役社長		●	○		●					○	●
池信 省爾	代表取締役副社長	副社長執行役員 経営企画本部長	●	○		●				○		
岡部 正人	代表取締役専務取締役	専務執行役員 機能材料事業本部長		●				●			●	○
山下 雅司	常務取締役	常務執行役員 経営企画本部副本部長	○		●			●			●	
戸井田和彦	社外取締役	取締役会議長	●	○				●			○	○
武川 恵子	社外取締役								●	○	●	
志岐 和也	取締役（常勤監査等委員）									●	○	○
石田 徹	社外取締役（監査等委員）									●	○	●
井上 宏	社外取締役（監査等委員）								○	●		●
川西 幸子	社外取締役（監査等委員）		○		●	○						○

(注) 1. 代表取締役等は本総会終結後に開催の取締役会にて決議される予定です。
2. 表中の○は保有しているスキル、●は特に期待されるスキルを表しております。



役員を選任方針

当社は、社外取締役を委員長とする、社外役員、社長、人事部担当取締役（または常務執行役員）からなる指名検討委員会を設置しています。指名検討委員会では、当社のダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進という大方針の下、国籍や人種、性別、経験その他あらゆる属性にとらわれることなく、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討しております。

社外役員の独立性基準

社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む）の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、金融商品取引所に定める独立性基準を充たす者として、それぞれ以下の要件のいずれにも該当しない者を候補者とする。

- (1) 当社または当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者^(注1)
- (2) 過去10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者。ただし、過去10年以内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者については、それらの役職への就任の前10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者。
- (3) 当社グループを主要な取引先^(注2)とする者またはその業務執行者
- (4) 当社グループの主要な取引先^(注2)またはその業務執行者
- (5) 当社グループから、コンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者または多額^(注3)の金銭その他の財産上の利益を得ている法人、組合等の団体に所属する者
- (6) 最近において前記(3)から(5)のいずれかに該当していた者
- (7) 次のア.からウ.までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族
 - ア. 前記(1)および(3)から(6)までに掲げる者
 - イ. 当社グループの非業務執行取締役
 - ウ. 最近において当社グループの業務執行者または非業務執行取締役であった者

この基準の改廃は指名検討委員会の決議により定める。

(注1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人をいう。

なお、監査等委員である社外取締役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

(注2) 「主要な取引先」とみなす基準は次のとおりとする。

・直前事業年度における当社グループへの当該取引先の取引額（または当該取引先への当社グループの取引額）がその者（または当社グループ）の連結売上高の2%を超える場合

(注3) 多額とは、過去3事業年度の平均で1億円または当該団体の総収入の2%のいずれか高い金額をいう。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2024年6月27日開催の第99期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額720百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）、この報酬の内枠で、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）に基づき、支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）の総額は、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内、合わせて年額100百万円以内および当社が発行または処分する当社普通株式の総数を「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年16,650株以内、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年16,650株以内、合わせて年33,300株以内とご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行い、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）においても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることおよび株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度のうち「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」の対象者に当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を追加するとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とした、本制度の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

具体的には、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与方法について、対象取締役の報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受ける従来の方法に、対象取締役の報酬として当社の普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭報酬債権の払い込みを要せずに当社の普通株式の発行または処分を受ける方法を追加し、いずれかの方法により当社の普通株式を発行または処分を受けることができるように変更いたします。本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権、あるいは②当社の普通株式とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行または処分を受けるものいたします。

また、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権または当社の普通株式の総額および本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内（うち社外取締役分は年10百万円以内）および年16,650株以内（うち社外取締役分は年3,400株以内）、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内および年16,650株以内、合わせて年額100百万円以内および年33,300株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではありません。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について

発行または処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合には、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行または処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭報酬債権の払込みを要しないものいたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行または処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、本議案における対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、方針の内容は、当社ウェブサイトに掲載しております「第100期定時株主総会報告書（電子提供措置事項記載書面）」23ページをご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.058%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.58%程度）と希釈率は軽微であります。

現在の対象取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は以下のとおりです。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度に係る有価証券報告書（交付日が当該事業年度開始後6か月以内の日である場合は半期報告書）が提出されるよりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除および無償取得

① 勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

② ESG 指標要件型譲渡制限付株式報酬

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったこと、かつ、当社の取締役会から株式報酬決定基準の制定について一任を受けた報酬委員会が予め定めるESG指標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点(ただし、対象取締役が、役務提供期間満了後に、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、当該退任または退職した直後の時点または当該業績目標を達成したことが確定した日の翌日の到来時点のいずれか遅い時点とする。)をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限の解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社の取締役会から株式報酬決定基準の制定について一任を受けた報酬委員会が予め定めるESG指標を達成できなかったことが確定した時点をもって当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2024年6月27日開催の第99期定時株主総会において、年額180百万円以内とご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行い、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることおよび株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠にて、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）、あるいは②当社の普通株式とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行または処分を受けるものといたします。

本議案に基づき支給される金銭報酬債権または当社の普通株式の総額は、年額180百万円以内といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合には、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行または処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭報酬債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行または処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

対象取締役に対して発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年6,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行または処分およびその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件」に記載の「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としま

す。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.010%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.10%程度）と希釈化率は軽微であります。

なお、現在の対象取締役は4名（うち社外取締役3名）であります。

<株主提案（第6号議案および第7号議案）> 株主1名（議決権数301個）からご提案された議案

- 第6号議案および第7号議案は、以下の株主様からのご提案となっております。

株主名：株式会社ヒデショウ（福岡県北九州市小倉北区西港町72番20号）
保有する議決権数：301個

- 各議案の提案の内容および提案の理由は、誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しております。

株主提案 とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。

このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、1名の株主様から株主提案権の行使がなされたため、これを掲載しておりますが、取締役会としては、これらの議案いずれにも **反対** しております。

次ページ以降の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主提案

第6号議案

代表取締役の解任の件

1. 議案内容

納武士代表取締役の解任を求める。

2. 提案する理由

提案理由は、当社はイタイイタイ病の原因となるカドミウムを流出させときながら、被害者達への保障は十分ではない。

被害者達への保障を十分に出来ていない代表者である納武士の責任は、極めて重大である。

[当社取締役会の意見]

反対 取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

取締役会としては、納武士が代表取締役として適格であると判断しております。

納武士は、これまで電子材料事業、機能材料事業を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、また将来の布石として成長商品・事業の創出のために事業創造本部を立ち上げるなど、現下の成長分野、今後成長が見込まれる分野を含め、当社の事業に深く精通しております。2020年からは代表取締役副社長、2021年4月からは代表取締役社長として、当社グループを強いリーダーシップで牽引するとともに、当社の持続的成長を常に念頭に置いた経営を行い、中長期の企業価値向上に寄与しております。

また、当社は社外取締役を委員長とする指名検討委員会での協議を経て経営陣の人材要件を定義しており、納武士はこの人材要件も満たしております。従いまして、取締役会としては、納武士代表取締役の解任を求めるとのご提案に反対いたします。

なお、当社はイタイイタイ病被害者の皆様には被害者団体との合意に基づく健康被害への補償を行っております。また、2013年にはイタイイタイ病について、被害者団体との間で「全面解決」に合意しております。

株主提案

第7号議案

株式の配当の件

1. 議案内容

年間の配当金額を1株あたり500円にする。

2. 提案する理由

年2回の配当で、1回の配当を1株当たり250円支払えば、株主が大喜びするからである。

【当社取締役会の意見】

反対 取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適切な利益配分を行うことを基本方針としております。具体的には、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）3.0%を目処に配当を行うことを目標としております。

この方針の下、当社といたしましては企業経営を取り巻く環境が多様化、複雑化している中、2025年度を初年度とする中期経営計画である25中計の達成および2030年のありたい姿に向けて「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」を両立するためには、M&Aやコーポレートベンチャーキャピタル等をはじめとしたさらなる成長投資と経営基盤の強化が必要であると考えております。従いまして、取締役会としては、年間の配当金額を1株当たり500円にするとのことにご提案に反対いたします。

(注)2026年3月期より配当政策の基本方針を変更いたします。詳しくは9ページをご参照ください。

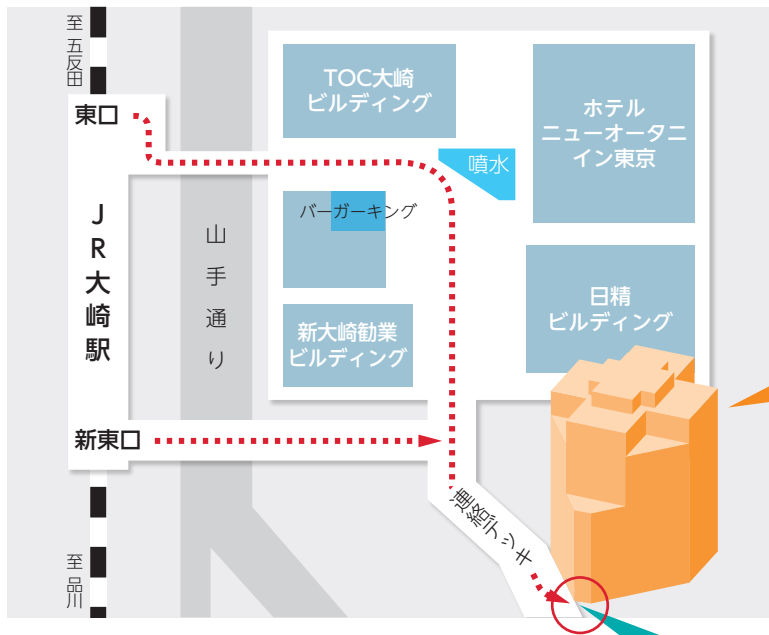
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

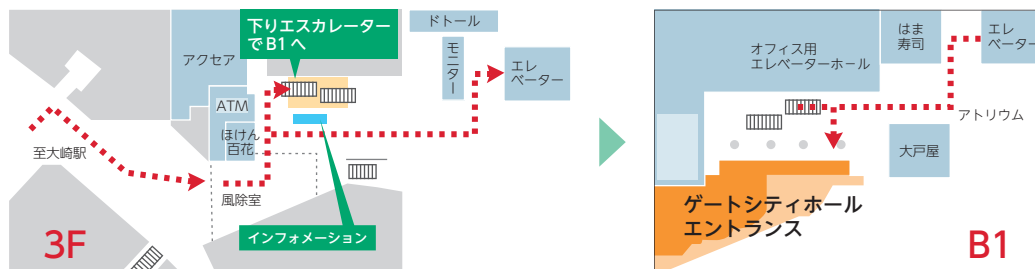
株主総会会場ご案内図

- 会場** ゲートシティホール (ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階)
- 開催日時** 2025年6月27日 (金曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)
- 交通** JR山手線、湘南新宿ライン、埼京線、りんかい線
「大崎駅」下車 新東口より徒歩約3分



会場までのアクセス

ゲートシティ大崎への連絡デッキからそのままウエストタワーの3階入口へお入りになり、下りエスカレーターまたはエレベーターで地下1階までお越しください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。